

(水70)

100

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

100

100

1. The first part of the document is a list of references. The references are listed in a standard format, with the author's name, the title of the work, and the publisher. The references are as follows:

1. The first part of the document is a list of references. The references are listed in a standard format, with the author's name, the title of the work, and the publisher. The references are as follows:

に資するためには、金利の調整をする必要が生じて参りました。従来東京、大阪その他各地の銀行等は、實際に行います金利につきましては、大蔵、日銀兩當局の了解の下に協定をなしまして、これを厳守することを確約いたしまして、以て経済界に好ましからざる影響を與えますることを防止して参りましたわけでありましたが、今般かかる協定が「私的獨占の禁止並びに公正取引の確保に関する法律」の趣旨に違反するとの疑義が生じたため、最近廢止せざるを得なくなつたのであります。

然るに現下の諸情勢の下におきましては、これをそのままに放置して置きますときには、金利が不當に高騰する虞れがございまして、物價の安定その他に悪影響を與えることになりましますので、本法の制定を必要とするに至つた次第でございます。

本法案の趣旨は、大蔵大臣が經濟一般の状況に照らしまして、必要があると認めましますときには、日銀總裁に命じて金利の最高の限度を定めさせ、又この定めたるものを變更又は廢止させることができるという點が一つと、更に日銀總裁が大蔵大臣の命を受けまして、金利の最高限度を決定、變更又は廢止をなしますためには、金利調整委員會に諮問することを必要といたし、尙この委員會は大蔵大臣の任命する委員を以て民主的に構成せられるというところが二つの要件になるのであります。何とぞ右の趣旨に鑑みまして、御審議の上御承認あらんことをお願い申上げる次第でございます。

○委員長(黒田英雄君) 次に會社利益配當等臨時措置法案、これを議題に

たしまして、これに關して御質疑のありの方は御質疑を願いたいと思ひます。本案につきまして別に御發言がなければ、質疑は終了したものといたして御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のありの方は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思ひます。

○森下政一君 本院においては經濟力集中排除法を未だ可決しておりません。その關係で本案の中で、經濟力集中排除法と關連のある條項はこれを削除する必要があると考へますので、次のように修正動議を提出したいと思ひます。第四條第一項中「又は經濟力集中排除法第三條第一號乃至第三號の規定により指定された會社(以下指定會社という。)」及び「又は經濟力集中排除法の決定指令の内容」を削る。同時に第四條第二項を削る。第七條第一項第一號中第四條第一項を「第四條」に改める。こういう修正をする必要があるかと思ひますので、この修正の動議を提出します。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 外に御發言もなければ會社利益配當等臨時措置法案につきまして採決に入らうと思ひます。先ず只今森下委員から御提出の修正案を議題に供します。

○西郷吉之助君 先程の森下委員の動議に對して私は賛成の意を表します。

○委員長(黒田英雄君) 本修正案を委員會の修正案といたすことに賛成の方の御舉手を願ひます。

〔總員舉手〕

○委員長(黒田英雄君) 全會一致と認めます。よつて森下委員提出の修正案は、本委員會の修正案と決定いたしました。

次に修正の部分を除きました原案全部を議題に供します。原案に賛成の方の御舉手を願ひます。

〔總員舉手〕

○委員長(黒田英雄君) 全會一致でございます。

これによりまして會社利益配當等臨時措置法案は修正可決いたされまします。

次に酒類配給公團法案を議題にいたします。本法案につきまして御質疑のありの方は御質疑を願いたいと思ひます。別に御發言がございせんければ、御質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。これより討論に入りたいと思ひます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。これより討論に入ります。

御意見のありの方はお述べを願ひたいと思ひます。

○伊藤保平君 これに施行の期日が漏れておるようでありますので、附則の第一條を次のように改めたいと思ひます。「この法律は昭和二十二年十二月十一日からこれを施行する。」「こういふふうに修正したいと思ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 外に御發言がございせんければ……。

○森下政一君 私は只今の伊藤委員の修正を加えて本案に賛成の意を表します。

す。但し私の賛成は、甚だ不本意なのであります。不本意ながら賛成をせざるを得ない、こういうわけでありま

す。しばしば本委員會でも私は申ししたことでありまして、片山内閣が、現在の國民生活の難局打開のために、流通秩序の確立というものを、組閣當初に

おいて聲明したのは、誠に私共にい

等と與えたのでありまして、その具體的な現われの一つとしての公團方式といふものが取上げられたものであろうと期待したのであります。段々政府の説明を聴きますと、この公團法のごときも、實は私の期待に反するやうなものでありまして、ただ單に現在の統制機關に公團という衣を被せただけで、ないという感じが多分にあるものであります。これは政府の所期する流通秩序の確立というものは、これに似

ました公團というものを幾ら作りましても、よくその目的を達成することができない、却つてこの公團のために、現在以上に官僚的な統制が強化されて、從來以上に國民に對しては不愉快な感じを持たす事柄が多くなるのではないかと、このことを憂へるのであります。従いましてこの公團の内容につきまして、更に一層これを民主化する必要があると考えたのであります。が、諸般の情勢上、その希望を具體化することができないという事情が明らかに

なりましたので、よんどころなくこの原案のままこれを承認せざるを得ないのであります。が、願わくば政府におかれましては、組閣當初に聲明された流通秩序の確立というものの具體的な方策の一環としての公團ならしむるために、この公團が成立の機におきましては、せつかく官僚的な統制の強化と

いつたような國民の欲せざる弊害を助長するといふやうなことを極力拂拭することに努められて、政府の聲明しておられるいわゆる流通秩序の確立の成果を擧げるやうに御留意願ひたいという希望をこゝに熱心に申上げて、この法案に賛成する次第であります。

○松嶋孝作君 私もこの法案には賛成いたしますけれども、公團法といふその様式については、この複雑した社會情勢に、組織を切り換へるといふには餘りに陳腐である。非營にこの難局を開き、民主的官僚統制を緩和するといふ觀點において遺憾な點が多々ありますけれども、今森下議員の仰しやつたやうな意味におきまして、遺憾ながら賛成する。機會があればその弊害を速かに除去して頂きたいという氣持で賛成いたします。

○委員長(黒田英雄君) 他に御發言がございせんか。……他に御發言がなければ、酒類配給公團法案の採決に入りたいと思ひます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。先ず伊藤委員の御提出の修正案を議題に供します。本修正案を委員會の修正案といたすことに賛成の方の御舉手を願ひます。

〔總員舉手〕

○委員長(黒田英雄君) 全員舉手でありま

ります。全會一致と認めます。よつて伊藤委員の御提出の修正案は本委員會の修正案と決定いたしました。

次に修正の分を除きまして、原案全部を議題に供します。原案に賛成の方の御舉手を願ひます。

〔總員舉手〕

配當等臨時措置法案、これを議題に

〔議員署名〕

修正を加えて本案に賛成の意を表し

ては、せつかく官僚的な統制の強化と

の御署名を願います。

〔議員署名〕

○委員長(黒田英雄君) 全會一致であ

ります。以上で酒類配給公國法案は修

正議決いたしました。

次に未復員者給與法案を議題に供し

ます。本案はすでに質疑終了いたして

おるのでありますから、直ちに討論に入

りたいと思ひます。御意見のありの

方はお述べを願ひたいと思ひます。……

別に御發言もないようでありますから、

討論は終結いたし、直ちに採決に入り

まして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと

認めます。未復員者給與法案に御賛成

のお方の御署名を願ひます。

〔議員署名〕

○委員長(黒田英雄君) 全會一致であ

ります。よつてこの法案は全會一致を

以て可決せられました。尙本會議にお

きます委員長の口頭報告の内容は、

豫め多數意見者の承認を経なければな

らんことになつておりますが、これは

例によりまして委員長において本法案の内容、委員會におきます質疑應答の要旨、討論の要旨、表決の結果を報告することに對して、御承認を願ひことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それから本院規則によりまして、委員長が議院に提出します報告書に多數意見者の御署名を附することになつておりますから、先程決定いたしました三案につきまして、可とせられました方の順次御署名を願ひたいと思ひます。

〔多數意見者署名〕

○委員長(黒田英雄君) 次に舊日本銀行券の未回収發行殘高に相當する金額

の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に關する法律案、これを議題にいたしました。政府委員に提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(小坂善太郎君) 只今豫備審査のために付託せられました舊日本銀行券の未回収發行殘高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う舊日本銀行への交付金に關する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十一年勅令第八十四號日本銀行券預入令によりまして、昭和二十一年三月七日以降その強制通用の効力を失つた舊日本銀行券につきましては、旧日本銀行券預入令第五條の規定により、昭和二十一年三月三十一日現在における未回収發行殘高相當額を翌四月一日の發行高から引落しして、右の引落し額に相當する日本銀行の財産は、これを同行の借受金勘定の方に別々整理保留せしめておいたのであります。又この財産の處分につきましては、同じく預入令の第五條第三項の規定によりまして、大蔵大臣が、これを定めることとなつておるのであります。而して昭和二十二年九月三十日現在におきます右の舊券の引換未済殘高は二十六億九千七百餘萬圓となつておるのであります。この中には朝鮮の京城その他連合軍立會の上、燒棄したものや、その他海外からの引換者を持歸り金の引換等のため今後とも引換を要するものがありますので、これを差引きまして殘額の中、結局のところ引換を要しないと推定せられます金額約七億圓を限つて、今般これを國庫に納付せしめることとしたしたのであります。而して右の舊券の未回収發行殘高相當額の一部を國庫へ納付せし

めることに伴ひまして、一方將來日本銀行におきます舊券の引換が豫想外に多數に上り、その結果未回収殘高が、右の國庫納付額よりも少額となるような場合が起きますときは、その不足額に相當する金額は、これを日本銀行に交付する必要があるもので、かような場合、日本銀行へ交付金をなしますために、この法律を制定することとしたのであります。何とぞ御審議の上御協賛あらんことを御願ひいたします。

○委員長(黒田英雄君) 次に請願及び陳情の審査の結果を小委員長から御報告を求めたいと思ひます。

○伊藤保平君 陳情、請願の小委員會における経過報告を申し上げます。

木材業者の水害復舊費に對する融資並びに國庫補助に關する請願、これは、請願者たる岩手縣木材林産組合連合會は縣供出割當の九割以上を引受けておつたのであります。最近の食糧事情の逼迫、資金の昂騰、輸送の困難等ため多大の資金を必要としていたところ、今回の未曾有の大被害により生産物、施設の流失甚だしく、このままでは制當供出、生産増強は望まれない状況にあるから、下半期生産費一億七千六百萬圓の中六千萬圓の緊急融資と、被害復舊費一千五百萬圓の國庫助成を考慮せられたとの趣旨であります。

次に今次日立鑛山地區の水害復舊特別融資等に關する陳情であります。これは九月十九日の颱風によりまして、日立鑛山は一瞬にして二十七名の死者を出す程の慘事を惹き起し、物的損害も甚大であつたのであります。然るに當會社は制限會社の特別制約を受けておつて、現状ではどうしても再建も望

まれない状況であり、特に罹災住宅問題の解決は急を要するから、當鑛山の特殊事情考慮の上、資金資材の特別融通を圖られたいと趣旨であります。

次の請願は鹽業對策の確立に關する請願であります。政府の鹽業對策は極めて無定見且つ不安定で、業者は幾萬の勞務員と膨大な負債を前にして、茫然としてなすところを知らない状態であるから、速かに根本政策を確立されたいとの趣旨であります。

次に低物價政策上官營事業料金の値上げ反對に關する陳情であります。政府は鐵道運賃、郵便料金、煙草等の値上げを相次いで實施してゐるが、勤勞者階級に多大の苦痛を與え、インフレをいよいよ昂進せしめておるから、官營事業の合理化を圖ると共に、事業料金、販賣價格等を公正適切な額に引下げられたいと趣旨であります。

次に舊軍用施設撤下げ價格に關する陳情であります。大蔵省では國庫收入増徴のため、舊軍用施設を含む各種財産の賣渡しを急ぎ、その大半は地方公共團體に對して行われたにも拘わりませず、その金額は到底支拂い得ない價格でありまして、援護、教育、復興事業に甚大なる影響を及ぼしますから、拂下げ價格についてはもつと低くするといふことについて考慮されたいとの趣旨であつたのであります。

以上全部は、何れも願ひの妥當と認めまして、小委員會は全會一致これを採擇し、内閣に送付すべきものと決定いたしましたのであります。以上御報告申し上げます。

○委員長(黒田英雄君) 只今小委員長の報告通り御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

次に政府に對する不正手段による支拂請求の防止に關する法律案、これは昨日質疑がありましたので、その質疑について先づ政府委員から答辯があるそうですから、それを伺ひます。

○政府委員(長沼弘毅君) 昨日終戦處理費について御質疑があつたようでございますが、その御趣旨は、すでに復興院が検査をいたしておるにも拘わらず、更に重ねて大蔵省が検査をするという必要が何處にあるか、又それによつて支拂の遅延を來しておるといふように考えられるが、政府の考はどうか、こゝに御趣旨の御質問のうちに承つております。復興院が査定をいたしたものは、これは工事の金額を確定いたしまするにつかまして當然必要な行為でございますが、大蔵省はこれと別途の觀點から政府の支拂の公正を期する、乃至はこれを節約するといふ觀點から検査をいたしておるのであります。現在工事の件数は約二萬四千に及んでおりまして、この支拂を急いでおるわけではあります。大蔵省が手付けますものはこの全部に互つて理想的にはいたしたいのでございますけれども、事實は抜き検査的なものを選んでやつておるのでございます。例えば一例を申し上げますと、沈没船、拿捕船の回収、沈没したておりまするのを引揚げる。或いは爆薬の處理をする。或いは毒物の處理をするといふふうな特殊な事態になりますといふ

と、一般の土建関係の基準というよう
なことでは到底実情が判定できないと
いうような問題がございます。又極め
て、何と申しますか、資本金の非常に
少い、資力も微弱であるというふうな
業者が何億というふうな工事を受持つ
ておるといふようなこともあるのであ
ります。かような特殊の事情になりま
すという、一定の歩掛りなり、基準率
なりという尺度を以て簡単に實情を把
握するといふわけに参りませんので、
特に念を入れて検査をする必要もある
わけでありまして、その他いろいろの特
殊な事情がありますものを特に抜き出
しまして特別に検査をいたしておるわ
けであります。私共といたしましては
これを是非必要なことでもございま
すし、又復興院とダブつておるといふ
うな考えもないのであります。尚この
検査の結果支拂が遅れるかどうかとい
う問題であります。大蔵省が検査を
いたしておられますが、工事の進捗の
状況に應じて、例えば工事が半
分できておれば半分だけ、三分の一
から三分の一というふうな、一定の比率
によりまして、支拂いは續けておるの
であります。検査をやつておるの
から、そのために支拂いが遅れるとい
う事實は、私共としてはないというふ
うに考えております。

○委員(黒田英雄君) 他に御質疑は
ございませんでしょうか。御質問ござ
いませければ、本案については、質
疑は終了したものとして御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(黒田英雄君) では御異議な
いものと認めます。
それではこの程度で休憩をいたしま

して、午後は一時から開會いたしま
す。
午前十一時三十三分休憩
午後二時四十五分開會

○委員長(黒田英雄君) これより休
前に引續きまして會議を開きます。
先ず特別都市計算法第四條の規定に
よる國庫補助を國庫證券の交付により
行う等の法律案、これを議題にいたし
まして、御審議を願いたいと思いま
す。先ず政府の御説明があれば御説明
を伺つた方が便利だと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 特別都市計
畫法と申しますのは、今回の震災を受
けた土地についての都市計畫について
の特別法でありまして、その特色は國
が相當高率の補助をするといふこと
でございます。豫算上大體これを八割程
度補助をいたしております。それが第
一點、それから第二點は、従来の都市
計畫でありますならば、減歩の補助は
大體一割程度を超えたものについてや
るといふことではあります。特別都市
計畫におきましては、一割五分を超え
た部分について補助金を交付するとい
う建前に相成つております。この法律
は土地の所有者の減歩補助、即ち一割
五分を超えた分に對する減歩の補助に
つきまして、國債を以てその代償を交
付してやる、こういう建前になつてお
るのであります。今回の震災地復興
土地區劃整理におきましては、公共性
が大きい結果、その減歩率は……減歩
率と申しますのは、面積の減る率であ
ります。五大都市平均三二%その他
の都市で平均二五%という限度が豫定
されております。従つて無償で公共用
地に編入される一割五分の殘餘であり

ます。五大都市平均一七%その他の都
市平均一〇%について補助金が交付さ
れるわけでありまして、これが國債を
以て交付されることに相成るわけであ
ります。この私有地の減歩率は全國平
均にいたしますれば、今言つたような
率でございまして、地區によりまして
は四割以上に及ぶ所もありまして、そ
ういふ地區であります。面積の大き
な宅地或いは借地等の所有者について
はいいのであります。小さな土地を
持つておる所につきましては、殆ど宅
地としてこの利用の價值が乏しくな
るといつたようなこともありますので、
現在の行政措置をいたしましては、工
場の跡地等を任意契約によつて買収
いたしまして、それで小面積のものを換
地をいたすといふことによりまして、
小さな土地の所有者の受ける損害と申
します。當然そうなるわけではありま
すけれども、その損害をできるだけ輕
減するといふような行政措置を取つて
おります。従つてそういう面において
受益を事實上受けておるといふような
關係もありまして、又その土地の使用
の繼續ができるわけでありまして、資
産の一部が土地から變つて來るといふ
うな關係もありまして、國債で以て交
付することも必ずしも不當ではないと
いふふうに考えられます。又一方現下
の經濟状況から考えまして、こういう
ものについては國債でやるのが適當
ではないかといふような關係でこ
ういふ法律案を提出いたした次第であ
ります。

○委員(黒田英雄君) どのくらい交
付公債を發行するお見込みになつてお
りますか。

○政府委員(河野一之君) 現在の計畫
におきましては、補償費の國庫補助額
が二十六億七千萬圓に相成つており
ます。尤もこれ全體の計畫でございま
して、今年度といたしましては差當り二
億圓程度でございまして、これは政府が
公債を發行して交付するといふ恰好で
なしに、この公債を預金部その他から
買ひまして、そうして渡してやるとい
う恰好になると考えております。

○松嶋喜作君 この補償の交付公債の
價值は幾らでありますか。

○政府委員(河野一之君) 時價を參照
して大蔵大臣がこれを定めるといふ
うにいたしております。その時の時價
如何によりまして適當な價格を定める
ことと考えております。

○松嶋喜作君 それでは處分は自由で
ございませう。

○政府委員(河野一之君) 處分は別に
制限はいたしておりません。

○山田佐一君 そうしますと、預金部
手持ちの公債を買ひわけでございます
か。

○政府委員(河野一之君) 政府が交付
しますにつきますと、この豫算は公
共事業費に實は入つておるわけであ
ります。公共事業費で一應補助の恰好に
なりますので、その補助金の豫算で國
債を買ひまして、交付する、こういう
恰好になつております。

○山田佐一君 新規に國債を發行する
のではないのですか。

○政府委員(河野一之君) そうじゃ
ございせん。

○山田佐一君 今の土地のお話であり
ますが、平均一坪いくらぐらゐという
こと、これには借地を持つた人が戦
災でなくなつておりますが、借地權と

いうものにも均等するかどうか。

○政府委員(河野一之君) 現在のところ
全國平均で豫算的の單價でございま
すので、或いは具體的の場合には適用
いたさないかと存じますが、平均三百
圓といふことで積算いたしまして、先
程の二十六億七千萬圓という數字が
出たのであります。借地權にも勿論
適用でございます。

○山田佐一君 借地權も込みの坪三百
圓……

○政府委員(河野一之君) 積算として
は一應そうなつております。

○山田佐一君 それで換地にいたしま
すのは幾坪以下のものを換地にいたし
ますか、本人の希望でありますか。或
いは三十坪以下のものは換地に持つて
行くといふ……どういふ基準になつて
おりますか。

○政府委員(河野一之君) これは區劃
整理によりまして、私共の専門の政
府委員でありまして、私が答え
申上げるのが適當かどうか存じませ
んが、承知しておるところでお答え申上
げますが、減歩は公共用地、例えば道路
とか或いは公園とか、そういうところ
の坪數といふものが先に取られるわけ
であります。それによつて減歩するも
のは一律にどの土地も平均に減らされ
るというのが平等の精神になるわけ
であります。従つて百坪持つておる人
が三割減らされるといたしますれば、ど
の程度の土地の所有者も三割減るわけ
であります。そういたしますと先程申
したように非常に氣の毒な場合、實際
問題として宅地として利用できないと
いふような場合も起りますので、それ
を任意買収の恰好で買ひまして、そ
うして、非常に減歩の多い者にはそれ

それではこの程度で休憩をいたしませう。

地に編入される一割五分の残餘であり

りますか。

災でなくつておりますが、借地権と

を任意買収の権限を買いました。その

買つて賣うというよりな恰好で換地を
するといふような恰好で、できるだけ
その間の犠牲を少くするといふ行政上
の措置を採つております。

○山田佐一君 宅地の限度であります
が、今日では宅地の年数も非常に制限
せられて小さいものになつておる。一
見用をなさないうような氣のいたし
ものも利用の方法によつては、或いは
十坪以下でも役に立つものがあると思
うが、地主の希望によつて行くのです
か、一律に幾坪以下のものを換地する
といふように行くのですか。

○政府委員(河野一之君) 地主の希望
を入れてやつておると私は存じており
ます。或いは幾坪が十坪以下の小さい
ものならば、むしろ買収して賣つて他
の人に分けた方がよいといふ場合もあ
ります。それからそれでも尚他のもの
に利用できるというふうなことであり
ます。希望を入れてその通りの
措置をとるというふうには私は承知いた
しております。

○山田佐一君 そういたしますと、四割
取られるわけですか。他から見ると用
をなさないうような場合でも、本
人はこれを利用する価値があつて持つ
ておる。他より取られた歩合が多くて
氣の毒だ、それに對して特別の損害と
いふものを、地所を地所と與えて、も
う一つ特別に補助するといふ意味はな
いのですか、その地所を渡さなければ
補償がないとか。

○政府委員(河野一之君) 都市計畫法
で公共團體が計畫を立てるわけであり
ますが、土地の補償は今言つた點で一
律に各土地の歩合を負担する、そ
の他の、例えば従来道路に面してお
た營業店舗でありますとか、そういう

ものが取られて奥に入らなければなら
んといふこともありましようし、又殆
ど營業できないといふこともありまし
よう。この營業補償は又別途公共土地
區劃整理の問題の中に別に考えられる
わけでありま。

○松嶋喜作君 この補償額を公債でお
渡しになるか。その公債は大蔵大臣が
時價で定める、こういうことでござい
ます。そうしますと、現在の状況では
國債といふものは非常に市價が下つて
おる、まだこれから下る憂いもある。
こういう見方なんです、大蔵大臣は
時價によつて定めるといふのはどうい
う方法で時價を算定なさるか、その邊
を伺いたい。

○政府委員(河野一之君) これは松嶋
さんの仰しやうのように随分下つてお
るものも市場においてはあるかと思ひ
ます。結局これは現在の金利水準を見ま
してどの程度のものがいいかといふこ
とで、現在安い公債を額面で買いまし
てそれを交付するといふようなことは
やるべきものでないかと私は考へてお
ります。

○松嶋喜作君 と申しますと預金部か
らは常に發行價格でお買ひになるとい
ふことです。併しなから交付される時
は時價だ、こういうことになつて来る
と、差損ができて来るわけですね。私
の心配するのは、三百圓という平均値
でありますけれども、公債を若し發行
價格なんかで頂いて、それを處分する
といふような場合には、非常な少いも
のになつてしまふ。それでは補償の實
効がないので、補償を受けるものと
つては非常な重大な事のことじやないか
と思ふ。その意味でお伺ひしているの
です。

○政府委員(河野一之君) これは預金
部からと申上げましたが、必ずしも預
金部でなしに、土地の値段といふもの
を出しまして、それに相當する時價の
國債證券を交付する、こういった意味
でありまして、これは農地等との關係
もございまして、農地につきましても
同様な方法で、その時の一定の金利水
準に應じた國債の金額によつて交付し
て行く、こういうような考へでおるわけ
であります。

○松嶋喜作君 ちよつとよく分らん
のですが、金利水準でお決めになるとい
うのはどういふことなんですか。市場
の金利が高くなれば、公債の額面に三
分五厘と書いてあれば、公債は少くや
るといふ意味なのか。これから市場の
金利水準といふものはますます上ると
思ふのです。併しなから公債の率は、
そんなに市場の金利程にはお上げにな
らんとお思ひますが、金利水準によつて
といふと、ちよつと意味が解し兼ねる
のですか……。

○政府委員(石原周夫君) 金利水準と
いふことを申上げておられますのは、御
承知のように、従来の三分六厘五毛な
り、三分六厘ベース、そういうような
基準を以て從來やつて参つた、御承知
のうちに、その金利では無理が行つた
といふ状態でありまして、ここに時價と
いふことにいたしておられますのは、松
嶋さんが仰しやつておられますように
な、非常に今低い價格となつていると
いふような現在の公債の價格といふも
のを、眞つ直ぐにここで時價といふこ
とで表現されているのでは必ずしもな
いのでありまして、もう少し何と申し
ますか、正面を切つた趣旨におけると
ころの利子、例へば何分何厘がよろし

いかといふことは、いろ／＼市場金利
の關係があると思ひますが、併しなが
ら公債の一應ノーマルな意味における
ところの金利はこの程度にあるべきじ
やないかといふところが、一應あると
思ふ。その利率といふものを狙いま
して、額面でありまするか、或いはデ
イスカウントと申しますか、交付する
價格を決めて参りたい。その點につ
きましては、先程次長から申上げまし
たように、農地證券の關係がございま
して、この間の調整をどういたすかとい
うことにつきましては、尙理財局の方で
いろいろ研究いたしておるのでありま
す。その上に又關係方面とも折衝いた
しまして決めねばならんと思ひます。

○松嶋喜作君 そうしますと今の御説
明をどういふふうい解釋したらよろし
いのでしようか。今三分五厘いくらか
の公債であるが、將來三分五厘がもう
少し上つて、假りにその交付の當時に
四分といふような公債發行の水準であ
るといふときには、三分五厘の公債を
渡しになるのは、四分の水準によつて
換算するといふような程度に解してい
くんでしようか。それとも銀行へお渡
しになる價格なのか。或いは本當の時
價と申しますれば、市場の賣買の實情
によるものであるのですが、私は時價
といふば、市場でおよそ消化し得る價
格が時價だと思ひますが、何かその
邊少しまではつきりしてないやうに
思ひますが……。

○政府委員(石原周夫君) 従来の時價
を參照してといふような言葉を使いま
したが、その場合におきますところ
の時價といふのは、本来、市場の
價格をそのままに移すといふのが原則
であることは、申上げるまでもない
と思ひます。併しなから現在のやうな状
況におきまして、今のいわゆる市場價
格といふものが、そのまま取つて時價
といふことになるかどうかといふ點に
つきましては、私は、少々疑問があ
りませんかといふやうに考へておりま
す。それから三分五厘といふ公債を仮
りに出すといたしまして、四分が事實
上斟酌すべき利率であるといふ場合に
おきまして、三分五厘の公債を、或る
デイスカウントされた率を以て渡すか
といふ點の、初めの方のお尋ねであ
りますが、その點につきましては、これ
は今直ちにどちらかといふことを申上
げるのは、いささか早いかと思ひので
あります。恐らくは一般の市場利率
が四分なら四分であるといふやうな場
合におきましては、三分五厘でデイス
カウントをつけるといふことよりは、
四分でやるというところになるかと思
ひます。少くともそういう可能性があ
りはないかと思ひます。

それから尙若干附け加えて申上げて
おきますことは、この法律によりま
するところの買収といふものは、恐ら
くまだ若干の年度が續きますので、將
來におきまして、又市場の利率が變
るという場合におきましては、又それに
應じたところの利率を附するといふ意
味におきまして、將來に壓力を懸して
おくといふやうに御承知を願ひたいと
思ひます。

○松嶋喜作君 そうしますと、時價と
いふことよりも、公債の利率といふこ

とでお行きになるように聞こえますが、大體市場の時價でないということだけは確かでありますね。

○政府委員(石原周夫君) 現在の市場の時價でないということは、その通りであります。

○山田佐一君 只今の御説ですと、金利というお話でありますから、これには時價としてありますから、時價というものが本當じゃないですか。ただ金利だけで計算をいたしますると、もう一つ國庫證券で買入という意味は、國民といたしましては、すでに戦時補償で打切られた。國家の契約であるから、絶對信頼していいかどうかというところは、あの補償打切りによつて國民の中に非常に不安がある。ただ都市計畫によつて、すでに戦性を拂つておる。又前途いつ金利を打切られるか、或いは元金も打切られるかも知れないという不安を持っておる。今の金利水準で行くと、私は時價より幾分高くなると思ふ。一層そのものに戦性を拂うような計算になると思ふが、その邊に對する御解釋を承つてみたいと思ふ。

○政府委員(石原周夫君) 時價という言葉でございするが、申すまでもなく、こういうような利附の證券におきましては、そのものの値段というものは、利率なり或いは償還年限というものが、それ／＼決まつておると思ふが、その利率を先程から云々しておりますのは、或る決まつた利率の證券の時價ということで参りますよりも、むしろ利率の方で調整をいたして行つた方が、實行上困難が少い。從來の公債におきましては、三分五厘のペースの場合、これを三分六厘五毛という率

を出しまして額面で發行する。そのまゝの恰好にしております。そういう方が實行上よりいいのであるという趣旨で、利率を附けております。それから將來におきます打切り云々という考え方でありますが、その點につきましては、從來から政府はそういうような打切りを今後やらないということを申しております。そういうようなことは從來の意味における形と違ひまして、決濟に當てます公債ということになるのであります。先頃の農地證券、それから金融再建の補償をうけるようなものにおきまして、こういうような公債を以て決濟をいたすという例は、終戦後におきましては相當あるのであります。その例に従ひましてやつております。大體その場合におきまして願ひましたのと同じように願ひたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 他に御質問ございせんか、それではこれはこの程度にして、次に船員保險特別會計法案を議題といたしまして御質問をお願いしたいと思います。

私からちよつと……先般お尋ねして御意見を伺つたのですけれども、この特別會計が段々新しいのがどんどん出るようすが、これらに對してもう少し慎重にお考えになつて、できることならば少くする方が、せつかく豫算を明らかにしようとして特別會計を整理しました政府の措置が壞れて来るように思ふのですが、將來それらに對してお考えを願ふことがいいじやないかと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(河野一之君) 特別會計の整理につきましては、前から努力しております。今年度

は特別會計が當初豫算におきまして二十四ございしましたが、失業保險法が實施せられます關係上、失業保險特別會計とそれから從來厚生保險に入つておりました船員關係の保險を別建にいたさなければならぬということになつておりまして、合計二十六となつたわけでありまして、今後年度の豫算の編成におきまして特別會計の整理については、いろいろ努力して見たいと思つております。現在あります會計でいっても、これも續くものでないと思はれるものは財産税等収入金特別會計でありま

○山田佐一君 一般勤勞者の保險と船員保險と區別しておるのはどういう理由でありますか。

○政府委員(河野一之君) これは從來から一般陸上勞務者と海上勞務者とは區別せられておるのであります。主として沿革的な理由ではございするが、陸上勞務者に比較いたしまして海上勞働が多少特殊性がございます點で、その保護が或る程度陸上より海上の方が厚くなつております。標準報酬と申しますか、一般の給與の點についても厚くなつておりますし、それから災害補償その他についても厚くなつております。勞働基準法の關係は陸上について規定いたしておりますが、船員のそういうようなものは船員法で規定するといふ建前になつております。それから船員につきましては國際的ないろいろな條約見たいなものがございま

て、それによつてやつておる分が非常に多いのでございす。兩方一緒にして法律で規定いたすとしても、會計整理が非常に複雑になりますので、從來からこういうふうに分けまして、厚生保險特別會計の中でも船員の分と、それから陸上の分を別の勘定で分けておきまして、今度は失業保險の分が入つて参ります。陸上の方ですと、これは厚生保險法の外に失業保險法というものが、法律ができたわけでありま

○山田佐一君 もう一つ、掛金の料金は何か差がありますか、同じことであるか。

○政府委員(河野一之君) 失業保險の關係におきましては保險料金には差はございせん。

○山田佐一君 それから一般の疾病と損害と……

○政府委員(河野一之君) 一般の疾病の分については、これは事故の率が違ひますので違つております。船員の方が少し率が高かつたと思ひます。それから船員の保險につきましても、短期のいわゆる健康保險の分と年金保險の分とあるわけですが、健康保險の分についても船員の方が多少高くなつております。それから年金の分につきましては、これは標準報酬は陸上と海上において違ひます分が一點と、それから船員につきましては、國が年金保險の分については一割程度負擔して、陸上の方については、石炭その他

の重勞務者だけが國が負擔しております。ません。そういう關係で、従ひまして年金關係の保險料率が異つておるといふ、こういう關係になつております。

○山田佐一君 給付の率も違ひますか。

○政府委員(河野一之君) 給付の率は同じであります。多少船員の方がよくなつております。と申しますのは、例を擧げて申上げますと、大體健康保險の給付につきましては、解職後止めた場合におきましては、後六ヶ月は續くのが普通なのであります。これは陸上でございしますが、海上につきましては、業務上の事由に因るものにつきましては、船主が三ヶ月間は全部自分の負擔でやりますので、それから先の六ヶ月といふことになつております。従ひまして最初から勘定いたしますと船員の方は三ヶ月間だけ餘計扶助を受けておる。こういう場合には、こういうような特殊な規定がございす。その點につきましては、給付につきましては多少の差はございしますが、原則的には同じでございす。

○委員(黒田英雄君) これにつきまして只今他に御質問がなければ、これは質問終了とはいはしません。大體終つたものとして次に移つたらどうかと考えます。

○委員(黒田英雄君) 次は大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年に於ける繰入金に關する法律、これを議題にいたしまして御質問をお願いしたいと思います。

入金に關する法律、これを議題にいたしまして御質問を願いたいと思ひま

の法文をお読み下されば別に御疑問等

すが、一時所得の課税の對象にこれが

星
一君

税金の利率 無擔掛金の利率 推
定金儲信託の予定配當率、貸付の

第四條 この法律により定められる

金融機關の金利の最高限度は、常
に、一般金融市場の情況に相應す
るようなものでなければならな
い。

第五條 この法律により金融機關の
金利の最高限度が定められたとき
は、當該金利については、その最
高限度を超えて、これを契約し、
支拂い、又は受領してはならな
い。その最高限度以下でこれを契
約し、支拂い、又は受領すること
は、全く自由である。

第六條 委員會は、大蔵大臣の所轄
に屬し、日本銀行總裁の諮問に應
じ、諮問された事項につき、調査
審議し、その結果を日本銀行總裁
に答申する。

委員會は、金融機關の金利に関
し、大蔵大臣又は日本銀行總裁
に、隨時意見を具申することがで
きる。

第七條 委員會は、委員十五人を以
てこれを組織する。

委員のうちの一人を委員長とす
る。委員長は、委員の互選により、
これを定める。

第八條 委員は、左に掲げる者を以
て、これに充てる。

一 大蔵省銀行局長

二 經濟安定本部財政金融局長

三 日本銀行副總裁

四 金融界を代表する者七人

五 産業界を代表する者三人

六 業識経験のある者二人

前項第四號乃至第六號に掲げる
委員は、大蔵大臣がこれを命ず
る。この場合において、委員の選
定に當つては、特定の地域に於け
る利益の代表に偏しないように、

又労働、農業その他産業の各界の
利益が適當に代表されるように相
當の考慮を拂わなければならな
い。

第一項第四號乃至第六號に掲げ
る委員の任期は、一年とする。但
し、禁錮以上の刑に處せられたと
き又は心身の故障に因り職務を行
うに適しないこととなつたとき
は、これを解任することを妨げな
い。

委員が缺員となつたときは、遲
滞なく、補缺委員を命じなければ
ならない。補缺委員は前任者の殘
任期間在任する。

第九條 委員長は、會務を總理す
る。

委員長に事故があるときは、委
員長の指名する委員がその職務を
代理する。

第十條 委員會の議事は、すべて秘
密とする。

委員は、秘密を嚴守しなければ
ならない。

第十一條 委員會に書記若干人を置
く。

書記は、日本銀行職員の中から、
大蔵大臣がこれを命ずる。

書記は、庶務に従事する。

附 則

この法律は、昭和二十二年十二月
十五日から、これを施行する。

昭和二十二年法律第百三十八號
(昭和二十二年法律第五十四號私的
獨占の禁止及び公正取引の確保に関
する法律の適用除外等に関する法
律)の一部を次のように改正する。

第一條に次の一號を加える。

九 臨時金利調整法第五條

昭和二十三年五月十八日印刷

昭和二十三年五月十九日發行

參議院事務局

印刷者印刷局